



接続約款変更認可申請書

東相制第 13-0067 号
平成 25 年 10 月 10 日

総務大臣
新藤 義孝 殿

郵便番号 163-8019

とうきょうとしんじゅくくにしんじゅくさんちようめ

住所 東京都新宿区西新宿三丁目 19-2

名称及び代表者の氏名

ひがしにつぼんでんしんでんわかぶしきがいしゃ

東日本電信電話株式会社

やまむら まさゆき

代表取締役社長 山村 雅之

登録年月日及び登録番号

平成 16 年 4 月 1 日 第 233 号

電気通信事業法第 33 条第 2 項の規定により、別紙のとおり接続約款の変更の認可を受けたいので申請します。

実施期日	認可を受けた後、当社の準備が整い次第、実施します。
------	---------------------------

電気通信事業法第 33 条第 2 項に基づく第 1 種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧	
(用語の定義)	
第 3 条 この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。	
用語	意味
1～23 (略)	(略)
24 みなし契約事業者	当社の電話サービス契約約款第 89 条第 1 項、総合デジタル通信サービス契約約款第 67 条第 1 項又は音声利用 I P 通信網サービス契約約款第 43 条第 1 項に定める協定事業者
25～103 (略)	(略)
104 音声利用 I P 通信網サービス	当社の音声利用 I P 通信網サービス契約約款（以下「音声利用 I P 通信網サービス契約約款」といいます。）に基づいて主として通話並びに通話に付随する映像及び符号による通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより伝送交換を行うための電気通信回線設備を使用して行う電気通信サービス
105～109 (略)	(略)

(みなし契約事業者に対する契約者情報の提供)

第 99 条 当社は、みなし契約事業者（音声利用 I P 通信網サービス契約約款第 43 条第 1 項に定める協定事業者を除きます。以下この項及び次項において同じとします。）から、みなし契約事業者が磁気媒体により指定した契約者回線番号等に係るみなし契約者（みなし契約事業者と契約を締結したものとみなされる契約者をいいます。）の契約者情報（電話サービス又は総合デジタル通信サービスの契約者に関する情報に限ります。以下この項及び次項において同じとします。）の提供を求められたときは、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、当社の利用者料金に係る請求書の送付先氏名及びその住所並びにその契約者の氏名及びその住所等の契約者情報を磁気媒体により回答します。

2 (略)

3 当社は、みなし契約事業者から、みなし契約事業者がお客様情報照会書により指定した契約者回線番号等に係るみなし契約者（みなし契約事業者と契約を締結したものとみなされる契約者をいいます。）の契約者情報の提供を求められたときは、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、当社の利用者料金に係る請求書の送付先氏名及びその住所並びに当社の対象契約者の住所等の契約者情報をお客様情報照会書により回答します。

(1) (略)

(2) 第 1 項第 1 号及び第 3 号から第 5 号のいずれにも該当すること（この場合において、第 1 項第 3 号に定める規定には音声利用 I P 通信網サービス契約約款第 43 条第 1 項ただし書の規定を、第 1 項第 4 号アに定める利用者料金には音声利用 I P 通信網サービス契約約款の料金表に定める通信料金に相当するものを、それぞれ含みます。）。

新	
(用語の定義)	
第 3 条 この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。	
用語	意味
1～23 (略)	(略)
24 みなし契約事業者	当社の電話サービス契約約款第 89 条第 1 項、総合デジタル通信サービス契約約款第 67 条第 1 項、音声利用 I P 通信網サービス契約約款第 43 条第 1 項又は特定地域向け音声利用 I P 通信網サービス契約約款第 49 条第 1 項に定める協定事業者
25～103 (略)	(略)
104 音声利用 I P 通信網サービス	当社の音声利用 I P 通信網サービス契約約款（以下「音声利用 I P 通信網サービス契約約款」といいます。）又は当社の特定地域向け音声利用 I P 通信網サービス契約約款（以下「特定地域向け音声利用 I P 通信網サービス契約約款」といいます。）に基づいて主として通話並びに通話に付随する映像及び符号による通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより伝送交換を行うための電気通信回線設備を使用して行う電気通信サービス
105～109 (略)	(略)

(みなし契約事業者に対する契約者情報の提供)

第 99 条 当社は、みなし契約事業者（音声利用 I P 通信網サービス契約約款第 43 条第 1 項及び特定地域向け音声利用 I P 通信網サービス契約約款第 49 条第 1 項に定める協定事業者を除きます。以下この項及び次項において同じとします。）から、みなし契約事業者が磁気媒体により指定した契約者回線番号等に係るみなし契約者（みなし契約事業者と契約を締結したものとみなされる契約者をいいます。）の契約者情報（電話サービス又は総合デジタル通信サービスの契約者に関する情報に限ります。以下この項及び次項において同じとします。）の提供を求められたときは、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、当社の利用者料金に係る請求書の送付先氏名及びその住所並びにその契約者の氏名及びその住所等の契約者情報を磁気媒体により回答します。

2 (略)

3 当社は、みなし契約事業者から、みなし契約事業者がお客様情報照会書により指定した契約者回線番号等に係るみなし契約者（みなし契約事業者と契約を締結したものとみなされる契約者をいいます。）の契約者情報の提供を求められたときは、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、当社の利用者料金に係る請求書の送付先氏名及びその住所並びに当社の対象契約者の住所等の契約者情報をお客様情報照会書により回答します。

(1) (略)

(2) 第 1 項第 1 号及び第 3 号から第 5 号のいずれにも該当すること（この場合において、第 1 項第 3 号に定める規定には音声利用 I P 通信網サービス契約約款第 43 条第 1 項ただし書及び特定地域向け音声利用 I P 通信網サービス契約約款第 49 条第 1 項ただし書の規定を、第 1 項第 4 号アに定める利用者料金には音声利用 I P 通信網サービス契約約款の料金表及び特定地域向け音声利用 I P 通信網サービス契約約款に定める通信料金に相当するものを、それぞれ含みます。）

附 則

この改正規定は、認可を受けた後、当社の準備が整い次第、実施します。

技術的条件集別表 2

1~3 (略)

4. 特定地域向け音声利用 I P 通信網サービスの利用条件

当社の特定地域向け音声利用 I P 通信網サービス契約約款に基づく付加サービス等の利用条件は、次のとおりとする。

(1) 端末回線の利用条件

端末回線の利用条件は次に示すとおりとする。

(1/3)

接続条件	分類 3 による当社網からの発信	分類 4 による当社網からの発信	分類 6 による当社網からの発信	分類 7 による当社網からの発信	分類 9 による当社網からの発信	分類 3 による当社網への着信
特定地域向け音声利用 I P 通信網サービスの端末回線	○					

(2/3)

接続条件	発信種別 1 による当社網からの発信	発信種別 4 による当社網からの発信
特定地域向け音声利用 I P 通信網サービスの端末回線	○	

(3/3)

接続条件	形態 4-6 における接続	形態 6-2 における接続	形態 6-3 における接続	形態 17 における接続
特定地域向け音声利用 I P 通信網サービスの端末回線	○			

凡例 ○ : 利用できる × : 利用できない

(略)